

あなたもだまされるかも…

～「自分は大丈夫」と思っていませんか?～

オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの振り込め詐欺の報道を知らない人はいません。にもかかわらず、平成30年1月から11月の被害額は全国で300億円を超えています。被害者は「ニュースでこうした詐欺があることは知っていて、十分気を付けているつもりだった。まさか自分が被害者になるなんて思ってもみなかった」とコメントしています。では、どうしてだまされるのでしょうか。自分のだまされやすさをチェックしてみましょう。

◆だまされやすさ心理チェック

あてはまる項目に✓をつけてください。

- ①自分のまわりにもあまり悪い人はいないと思う
- ②相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ
- ③たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う
- ④知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う
- ⑤有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう
- ⑥人からすすめられると断れない方だ
- ⑦迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある
- ⑧実際、身近に相談できる人があまりいない
- ⑨しっかり者だと思われたい

◆心理チェックの結果

✓が多いほど、消費者トラブルにあう危険度が高い傾向にあります。

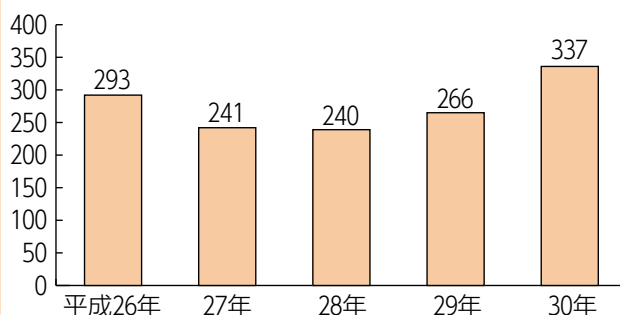
- ①②③に✓をつけた人はトラブルに対して危機意識がうすい傾向
- ④⑤⑥に✓をつけた人はだまされているのに気づかない傾向
- ⑦⑧⑨に✓をつけた人はだまされたとき一人で抱え込んでしまう傾向があります。

作成:静岡県立大学 准教授 西田公昭 出典:消費者庁「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」より抜粋

湖南省の消費生活相談件数は過去最高

平成30年4月1日から12月31日までに滋賀県内消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は12,314件で、前年同期比23.8%増加しました。同時期に湖南省消費生活センターで受け付けた相談件数は337件で、前年同期比26.7%増加し、過去最高になりました。

湖南省消費生活センター相談件数(件)



こんな手紙が来たら要注意!!

他県でこのような手紙が送られる事案が発生しています。少しでも不審に思ったら、最寄りの警察か下記相談先に相談してください。

これは詐欺です!

元号の改元による銀行法改正について

平素は、一般社団法人全国銀行協会加盟銀行を日頃よりご利用頂き誠に有難う御座います。

この度、2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い

「個人情報記入書類の変更・新規作成」

「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」の為、

全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更となりました。

つきましては、下記のとおりお手続きください。

・「個人情報記入書類の変更・新規作成」

銀行法改正によるシステム変更の為、2019年1月1日までに氏名・住所等変更がある場合には、別紙記入欄にご記入の上、返送用封筒でご返送下さい。

湖南省消費生活センターでお待ちしています

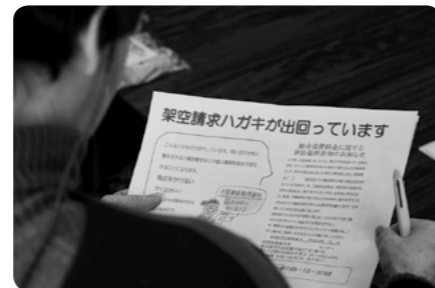
消費生活センターでは、商品・サービスの契約や解約、製品の欠陥や不具合などに関する相談や債務(借金)に関する相談など、日常の消費生活についての様々な相談を受けています。

困ったときは気軽にご相談ください。電話相談も受け付けています。

消費者講座も開催しています

高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状や地域での見守りについて学ぶことができます。

今後も開催していきますので、ぜひご参加ください。



消費生活に関する情報は、こちらから確認できます

国民生活センター

滋賀県消費生活センター



相談先

消費者ホットライン

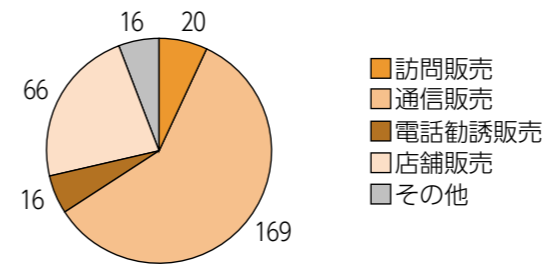
困ったときは、☎188に相談してください。



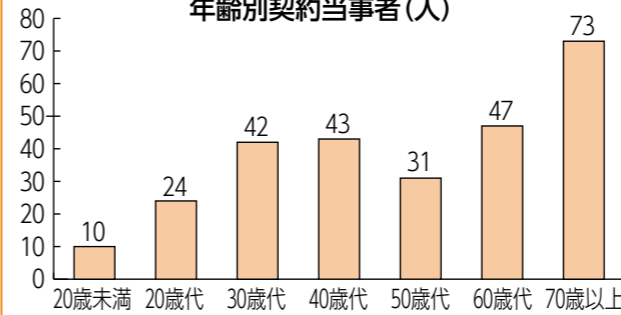
消費者庁 消費者ホットライン
188イメージキャラクター
イヤヤン

消費生活センター(東庁舎) ☎71・2360 ☎72・3788

平成30年 湖南省消費生活センター
販売購入形態別相談件数(件)



平成30年 湖南省消費生活センター
年齢別契約当事者(人)



通信販売でのトラブルの相談が急増しています

湖南省の相談は通信販売が最も多く、そのなかでもはがきによる架空請求の相談が多数を占めています。相談者の多くは50歳以上の女性で、化粧品や健康食品などを購入した際の名簿が悪質業者に流出していることが原因と考えられています。1回限りのお試しのつもりで注文した健康食品が定期購入の契約になっているケースもあります。また、最近ではインターネットで注文した商品が届かない、偽物だったなどの若者の被害も増えています。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。注文の最終確認画面や事業者に連絡した記録を残しておくことで、トラブルになった際にスムーズに交渉することができる場合があります。注文する前に契約内容をしっかり確認することや証拠となるものを残しておくことが大切です。

甲賀警察署生活安全課

課長 小谷正樹さんに聞きました

警察への相談はどんなものが多いですか

最近では、詐欺メールに関するものが多いです。詐欺はがきや、SNSに関する相談もあります。

中には、被害にあつて被害届を出す人もいます。

特殊詐欺の被害件数や被害額は

滋賀県下では平成30年1月~12月で107件です。一昨年に比べ3分の2に減りましたが、甲賀・湖南省で見ると14件で、5件増えています。

近年の特徴は

やはりオレオレ詐欺や架空請求が多いですね。以前は約2億7千5百万円です。甲賀管内では8千8百万円でした。一番多いのは1件5千万円のもので、電話での特殊詐欺被害でした。

詐欺被害にあわないために何に気をつけることが大切でしょうか

まずは何事にも関心を持つことですね。だまされようと思つてだまされる人はいませんので、本人だけでなく、周囲の人も関心を持ち、被害に遭う前にサポートしていただくことが一番大切だと思います。日頃か

は高齢者が被害にあう割合が高かったのですが、最近ではインターネットや還付金をうたった詐欺などが増え、若者の被害も増えています。

撃退電話というのがある

平成26年から始めており、これまで66件の利用があります。この電話は、通話内容を録音するものです。電話をかけてきた人に、録音していますと告げる機能があります。現在も貸し出しを行っています。



ら相談できる人がいるだけで被害を食い止めることができます。

湖南省民へ一言お願いします

詐欺の手口は非常に巧妙になっていきます。詐欺の特徴を知らないままだまされてしまう可能性が高いです。警察では特殊詐欺の説明会などを開催し、被害防止に取り組んでいますので、積極的に参加していただくと嬉しいですね。最寄りの交番や駐在所でも相談に応じています。何か怪しいと思つたら相談専門職員もいますので、事前に連絡をしていただいで、気軽に相談に来てほしいですね。